

9 ～ 15 消費税、酒税以外の間接税各表

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を掲げた。ただし、印紙税については、平成13会計年度の現金納付に係る分を掲げた。

2 消費税、酒税以外の間接税の概要

(1) 「9 たばこ税及びたばこ特別税」

たばこ税及びたばこ特別税は、製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率は、次のとおりである。

期 間	区 分	たばこ税	たばこ特別税	合 計
H10. 11. 30 移出分まで	イ 喫煙用の製造たばこ	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)
	・ 第1種（紙巻たばこ）	3,126円	－円	3,126円
	・ 第2種（パイプたばこ）			
	・ 第3種（葉巻たばこ）			
	・ 第4種（刻みたばこ）			
ロ かみ用の製造たばこ	ハ かぎ用の製造たばこ	1,484円	－円	1,484円
	ニ 旧紙巻たばこ3級品			
H10. 12. 1 移出分から	イ 喫煙用の製造たばこ	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)
	・ 第1種（紙巻たばこ）	3,126円	820円	3,946円
	・ 第2種（パイプたばこ）			
	・ 第3種（葉巻たばこ）			
	・ 第4種（刻みたばこ）			
H11. 4. 30 移出分まで	ロ かみ用の製造たばこ	1,484円	389円	1,873円
	ハ かぎ用の製造たばこ			
	ニ 旧紙巻たばこ3級品			
H11. 5. 1 移出分から	イ 喫煙用の製造たばこ	(円／千本)	(円／千本)	(円／千本)
	・ 第1種（紙巻たばこ）	2,716円	820円	3,536円
	・ 第2種（パイプたばこ）			
	・ 第3種（葉巻たばこ）			
	・ 第4種（刻みたばこ）			
	ロ かみ用の製造たばこ	1,289円	389円	1,678円
	ハ かぎ用の製造たばこ			
	ニ 旧紙巻たばこ3級品			

(注1) パイプたばこ及び葉巻たばこは1gを1本に、刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこは2gを1本に、それぞれ換算することになります。

(2) 「10 揮発油税及び地方道路税」

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油税及び地方道路税の税率は、揮発油1klにつき次のとおりである。

揮 発 油 税	48,600円
地 方 道 路 税	5,200円
計	53,800円

(注) 沖縄県においては、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により、1klにつき揮発油税42,277円、地方道路税4,523円の税率が適用される。

(3) 「11 航空機燃料税」

航空機燃料税は、航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率は、航空機燃料 1 klにつき26,000円である。

沖縄路線航空機については、平成11年7月1日～平成14年3月31日の間に積み込まれる航空機燃料に係る税率は1 klにつき13,000円の軽減税率が、適用される。

特定離島路線航空機については平成11年4月1日～平成15年3月31日の間に積み込まれる航空機燃料に係る税率は1 klにつき19,500円とされる。

(4) 「12 石油ガス税」

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率は、課税石油ガス 1 kgにつき17円50銭である。

(5) 「13 石油税」

石油税は、原油及び石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石油税の税率は、原油及び輸入石油製品は 1 klにつき2,040円、国産天然ガス及び輸入液化天然ガスは 1 tにつき720円、輸入液化石油ガス等は 1 tにつき670円である。

(6) 「14 印紙税」

印紙税は、印紙税法別表第一の課税物件の欄に掲げる文書に対して課税される。

印紙税の税率は、次のとおりである。(課税文書の主なものについて掲げた)

イ 不動産の譲渡契約書、消費貸借契約書、運送契約書

契約金額により 200円～60万円(契約金額 1 万円未満は非課税)

ロ 請負に関する契約書

契約金額により 200円～60万円(契約金額 1 万円未満は非課税)

ハ 約束手形、為替手形

手形金額により 200円～20万円(手形金額10万円未満は非課税)

ニ 株券、出資証券、社債券、受益証券

券面金額により 200円～2 万円

ホ 預貯金証書、保険証券、信用状

1 通につき 200円

ヘ 配当金領収書、配当金振込通知書

記載金額3,000円以上の場合 200円(記載金額3,000円未満は非課税)

ト 金銭、有価証券の受取書で営業に関するもの

記載金額により 200円～20万円(記載金額 3 万円未満は非課税)

チ 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳

1 冊 1 年につき 200円

リ 判 取 帳

1 冊 1 年につき 4,000円

印紙税の軽減措置(平成9年4月1日～平成15年3月31日)

イ及びロのうち、不動産譲渡契約書及び建設工事請負契約書に係る印紙税の税率が軽減された

(7) 「15 電源開発促進税」

電源開発促進税は、一般電気事業者の販売電気に対して課税される。

電源開発促進税の税率は、販売電気千KW時につき445円である。

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	課 税 標 準	税 額
細 巻 た ば こ (本 則)	2,213,783 千本	7,827,937 千円
紙 巻 た ば こ (旧 三 級 品)	81,195	136,246
パ イ プ た ば こ	95	335
葉 巻 た ば こ	485	1,714
刻 み た ば こ	3	9
合 計	2,295,560	7,966,240
手 持 品 課 税 額	—	—
合 計 税 額	—	7,966,240
控 除 税 額	—	10,833
差 引 税 額	—	7,955,407
加 算 税 額	—	—
課 税 人 員	—	12 人

調査機関等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 免 除 状 況

区 分			
未 納 税	紙巻たばこ（本 則）	課 税 標 準 た る 数 量	1,572,871 千本
	紙巻たばこ（旧三級品）	課 税 標 準 た る 数 量	78,859 千本
	計	課 税 標 準 た る 数 量	1,651,730 千本
	人 員		24 人
輸 出 免 税	紙巻たばこ（本 則）	課 税 標 準 た る 数 量	18,527 千本
	人 員		24 人
合 計		課 税 標 準 た る 数 量	1,670,257 千本
		人 員	48 人

調査期間等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による免除状況である。

(3) 製 造 場 数

区 分		場 数
製 造 場	製 造 た ば こ 製 造 場	1 場
	原 料 事 務 所	2
	そ の 他	—
法 定 製 造 場		3
計		6

調査時点：平成14年3月31日

10 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	ℓ	千円
移出(引取)数量	742,776	—
欠減控除数量	10,028	—
場内消費数量	10	—
用途外使用等数量	50	—
計	732,808	35,090,019
控除税額	—	172,490
差引計	—	34,917,528
加算税	—	—
合 計	—	34,917,528
課税人員	48人	
還付金額	—千円	

(2) 関係場数

区 分	場 数
製 油 所	2 場
天然揮発油製造場	—
廃油再製工場	—
そ の 他	1
石油化学工場	1
ガス工場	1
特定石油化学製品製造場	—
そ の 他	—
未納税蔵置場	6
特定石油化学製品蔵置場	—
航空燃料用揮	—
発電等用揮	—
ゴム用揮	—
塗料用揮	—
ノルマルパラフィン用揮	—
印刷用インキ用揮	—
接着剤製造用揮	—
洗浄剤製造用揮	—
洗浄用又は離型用揮	—
特定石油化学製品使用場	4
駐留軍等用免税使用場・指定店舗	2
外国公館等用指定給油所	2
合 計	18

調査期間等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(3) 課税状況及び関係場数の累年比較

年 度	移出数量	欠 減 控除数量	場内消費 数 量 等	計		控除税額	差引税額	課税人員	場 数
				数 量	税 額				
	ℓ	ℓ	ℓ	ℓ	千円	千円	千円	人	場
9	571,278	7,711	55	563,622	26,410,888	—	26,410,888	77	17
10	603,915	8,036	26	595,905	28,034,831	62	28,034,769	49	17
11	634,210	8,561	80	625,729	29,491,154	281	29,490,870	54	16
12	715,440	9,658	58	705,840	33,765,434	25,296	33,740,137	54	20
13	742,776	10,028	60	732,808	35,090,019	172,490	34,917,528	48	18

(注) この表は、「(1)課税状況」と「(2)関係場数」を累年比較したものである。

(4) 免 除 状 況

区 分					件 数	数 量					
					件	kl					
未		納		税	35	520,483					
輸		出		税	—	—					
灯		油		税	24	707,763					
航	空	機	燃	料	58	77,435					
石	油	化	学	用	21	13,734					
			{	ガ	ス						
				そ	の						
発		電		等	—	—					
ゴ			ム	用	—	—					
塗			料	用	—	—					
ノ	ル	マ	ル	パ	ラ	フ	イ	ン	用	—	—
接			着		剤	用	—	—			
駐			留		軍	用	12	19			
外		交		官	等	用	—	—			
そ			の		他	—	—				
合 計					150	1,319,433					

調査期間等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による免除状況である。

11 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	kl	千円
積込数量及び税額	496,062	7,937,294
うち 軽減税率 { 沖縄路線航空機に係る軽減	302,536	3,932,978
特定離島路線航空機に係る軽減	158,049	3,081,943
控 除 税 額	—	2,719,402
うち 軽減税率 { 沖縄路線航空機に係る軽減	—	407,750
特定離島路線航空機に係る軽減	—	1,819,911
差 引 計	—	5,217,885
加 算 税	—	—
合 計	—	5,217,885
課 税 人 員		150 人
還 付 金 額		209千円

調査期間等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	納 税 地 数
特 例 承 認 に 係 る も の	15
その他 { 定期運送業者に係るもの	7
そ の 他 の も の	11
合 計	33

調査時点：平成14年3月31日

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
	t	千円
移出（引取）数量	46,846	819,808
控 除 税 額	—	—
差 引 計	46,846	819,786
加 算 税	—	5
合 計	46,846	819,791
課 税 人 員	—	人 462
還 付 金 額	—	千円 —
納期限延長税額	—	—

調査期間等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	場 数
	場
営 業 用 ス タ ン ド	36
自 家 用 ス タ ン ド	2
着脱式容器充てん場	—
そ の 他	—
合 計	38
原料用 免税課税石油 ガス使用場	—
熱源用	—

調査時点：平成14年3月31日

(3) 課税状況及び関係場数の累年比較

年 度	重 量	税 額	場 数
	t	千円	場
9	52,319	915,581	48
10	51,264	898,684	46
11	50,454	883,161	42
12	48,310	845,482	39
13	46,846	819,791	38

（注）この表は、「(1)課税状況」と「(2)関係場数」を累年比較したものである。

石油ガス税

(4) 税務署別課税状況

署 名	充 て ん	税 額	差引税額	加算税額	合計税額	課税人員	場 数
	t	千円	千円	千円	千円	人	場
那 覇	19,940	348,948	348,941	5	348,946	156	13
平 良	×××	×××	×××	—	×××	24	2
石 垣	×××	×××	×××	—	×××	24	2
北那覇	10,098	176,713	176,710	—	176,710	78	7
名 護	2,170	37,974	37,971	—	37,971	60	4
沖 縄	12,039	210,689	210,683	—	210,683	120	10
合 計	46,846	819,808	819,786	5	819,791	462	38

(注) この表は、「(1)課税状況」、「(2)関係場数」を税務署別に示したものである。

13 石油税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
	t	千円
移出(引取)数量	—	—
控除税額	—	—
差引計	—	—
加算税	—	—
合 計	—	—
課税人員	—	人
還付金額	—	千円
納期限延長税額	—	536,360
		—

調査期間等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	場 数
天然ガス採取場	—
合 計	—

調査時点：平成14年3月31日

14 印 紙 税

(1) 課 税 状 況

区 分	税 額	納 税 人 員
税 印 押 な つ	53 千円	3 人
印紙税納付計器の使用によるもの	65,637	39
書 式 表 示	403,451	408
預貯金通帳等の一括納付によるもの	596,117	5
計	1,065,259	455
充 当 税 額	2,060	—
差 引 計	1,063,198	—
加 算 税 { 過 少 申 告 無 申 告 重	62	—
	23	—
	—	—
過 怠 税	26,592	72 件
還 付 金 額	7,672	—
印紙税納付計器 { 設置者数 設置台数		20 人 20 台

調査期間等：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の現金納付による印紙税の課税実績を示したものである。

(注) 印紙税は、原則として課税文書に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債権等のように一時に多数の課税文書を作成する場合等においては、印紙ちょう付による手数を省くため例外的に相当額を現金で納付することを認めている。

この場合、①課税文書に大蔵省令で定める書式による表示をするのを書式表示といい、②税印の押なつを受けることを税印押なつという。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	税 印 押 な つ	印紙税納付計器使用分	書式表示	預貯金通帳等 の一括納付	計	充当税額	差 引 計	加 算 税	納付人員
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	人
9	202	15,510	302,542	561,947	880,201	997	879,204	5	431
10	32	11,800	338,724	570,262	920,818	440	920,378	50	438
11	73	24,868	371,403	582,026	978,370	1,270	977,100	7	473
12	469	32,645	386,876	590,238	1,010,228	1,183	1,009,045	12	441
13	53	65,637	403,451	596,117	1,065,259	2,060	1,063,198	85	455

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区 分		数 量	税 額
		千KW時	千円
販売電気の電力量	従量料金制の供給販売電気	6,837,369	—
	定額料金制の供給販売電気	40,459	—
	計量自家使用販売電気	18,473	—
	推計自家使用販売電気	4,751	—
	計	6,901,052	3,070,968
加 算 税		—	—
合 計		6,901,052	3,070,968
課 税 人 員		12人	

調査期間：平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	人 員
一般電気事業者	1 件

調査時点：平成14年3月31日